

ユネスコ・生命倫理コア・カリキュラム、2011
『人間の尊厳と人権についてのケースブック』1

ケーススタディー1-25：保健医療サービスを提供する際の平等性

翻訳 三浦靖彦

Sさんは41歳の無職の男性である。彼は糖尿病であり、虚血性心疾患と脳血管疾患もあり、1996年に脳卒中を起こした。

1996年、彼の腎臓機能も低下した。彼の状態は不可逆的であり、慢性腎不全の末期の状態となった。彼の生命は、定期的な透析治療により延長することができる。彼は、公的病院の腎ユニットに、透析治療を求めたが、その病院は限られた人数の患者にしか透析治療を提供することができなかった。

資源の不足により、その病院は透析資源の使用に関して設定された方針に従っていた。腎臓透析によって治療し、改善することができる急性腎不全を患っている患者のみが、その病院で腎臓透析を自動的に受けることが出来た。Sさんのように、不可逆性の慢性腎不全に罹患している患者は自動的に腎臓透析プログラムに入ることは出来ない。Sさんのような患者のための透析治療へのアクセスは、腎臓移植の候補者に限られている。Sさんは、虚血性心疾患と脳血管疾患に罹患しているので、腎臓移植を受ける資格がない。そのため、病院は、彼が要求した治療をS氏に提供することはできないのである。

S氏はなんとか私的病院の医者たちから透析治療を受けることができたが、彼の資金は枯渇し、もはや、これ以上このような治療を受けることができないと主張している。

そのような治療を受ける余裕がないS氏のような人に、国家は、望まれる治療を提供しなければいけないのだろうか。

ここに、すべてではないが複数の考えられ得る解決法がある。これを他の解決案と共に議論しなさい。倫理的な論点を明確にして、あなたに最も当てはまる解決策をその理由とともに定めなさい。

YES 自分で治療をする余裕がない人に適切な医療を提供するのは、国家の責務である。治療を提供しないことによって、治療のために支払うことができない人々を差別していることになり、実際、彼らを死に至らせしめることになるのである。

NO 国家の資源にも限りがあるので、すべての国民に、望まれる医療を提供することはできない。実際、透析プログラムは、治療の対象が誰であるかを決定するという特殊な基準を持っている。そして、残念ながら、Sさんは、このプログラムの対象ではない。

このケースについてのノート

判決

本事例はその国の憲法裁判所で審議された。Sさんは、「誰もが緊急的な医療を拒絶されてはならない」という憲法の項と、更に別の項に規程される「誰もが生きる権利を持っている」という項に主張の基礎を置いている。裁判所はS氏の主張を棄却した。

生命を延長するための治療を確保するためには、貧困に陥らざるを得ないというジレンマに直面するS氏とその家族に同情の念を抱くしかないであろう。厳しく、不愉快な事実であるが、S氏が裕福な男性であるならば、彼が個人の財力によって、そのような治療を手に入れることができるだろう。しかし、彼は裕福ではないため、国家に対して、治療を与えてくれるよう主張しなければならないのである。しかし、国家の財源には限りがあり、Sさんは、腎透析プログラムに入るための適格性の基準を満たしていない。残念ながら、これはSさんだけでなく、腎臓透析ユニットや他の保健医療サービスへのアクセスを必要とする多くの他の人々についても同様である。

ディスカッション 保健医療サービスを提供する上での平等性

保健医療サービスを提供する上で平等性の問題が最も困難な医療問題の一つである。健康問題における不平等の話題に関しては、かなりの文献がある。ユネスコ生命倫理と人権に関する世界宣言の第10条に、この問題に関して、平等に振舞うことは、国、組織、機関の義務であると、規定している。

人が正当かつ公正に扱われるために、尊厳と権利において全ての人類の基本的な平等は尊重されなければならない。

我々が取り組むべきもう一つの問題は、社会が社会に属しているすべての人々に、権利と資源を分配すべきであるという、配分的正義の問題である。その原理から、いくつかの疑問が生じる。たとえば、配分可能な資源とは何であろうか？平等に配分されるべきである自由や政治的権利等のような権利と、健康、住居、金銭など、すべての人々に自由に配布することができない福祉とは異なるものであるという説がある。それに従うと社会が専念

すべきものは、権利の配分であり、福祉の配分ではないのである。

もう一つの考え方によれば、社会は、功利主義的な方法ですべての資源を配分すべきとする。その場合、同じ状態にある患者に対して、より効果のある人のために、ある人の治療を延期することができる。このシステムは、誰にとっても平等であるとは考えられない。

平等性は、保健医療システムが働いている民主主義の国において、基本原則である。人を平等に治療することは、彼らの尊厳と名誉を尊重することである。しかし、資源の欠乏は社会が無視することができない問題であり、そして、治療の差し控えをどう峻別(差別)するかが、尊厳の軽視に由来しているのか、むしろ資源の欠乏に由来するものなのかについて、我々は注意を払わなければならない。

人の尊厳も守るということは、礼儀正しく、根気よく、思慮深く、そして、屈辱を与えることなく、彼を扱うことでもある。したがって、ある患者に治療に対する権利を遮断することは、実際、彼らを傷つけ、屈辱を与えることであり、非倫理的である。

さらに、我々が注意すべき点は、患者達を選択的に治療から妨げることは、生命倫理と人権に関する世界宣言第 11 条 (下記) に明らかに反しており、差別であると考えなくてはならないという点である。

人間の尊厳と人権、基本的自由¹に反して、個人または集団はいかなる理由によっても差別されたり汚名を着せられたりすべきではない。